

家庭での子育てが困難なとき

児童虐待

虐待や DV についての説明や、実際にそれらで悩んでいる方に対しての支援・相談窓口のご紹介をします。

■ 児童虐待の種類

児童虐待は身体的な暴力による身体の傷だけではなく、性的虐待や心理的虐待によって心にも深い傷を負ってしまいます。以下は各虐待の主な例です。

《身体的虐待》

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、物を投げつける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど

《性的虐待》

性的いたずらや性的行為の強要、こどもをポルノグラフィの被写体に強要するなど

《ネグレクト（養育の拒否・保護の怠慢）》

適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない、家に閉じ込める、長時間家にこどもだけを残し外出する、同居人が虐待行為を行っていても放置するなど

《心理的虐待》

言葉による脅しや脅迫、こどもの存在を無視する、こどもの前で DV 行為を行うことなど

■ 虐待のサイン

虐待を受けているこどもや虐待をしている親は何らかのサインを出しています。周囲の人、身近な人がいち早くこのサインに気付き、支援につなげることが大変重要です。また、自分自身に当てはまる部分が多いと感じたら勇気を出して周りの人や相談窓口にご相談してみましょう。

◇子どもの様子

- 顔や頭部に不自然な傷やあざ、やけどがある
- 衣服や皮膚、髪等がいつも汚れている
- 態度がおどおどしている、保護者の顔色をうかがう
- 自分より小さな子や弱い子をよくいじめる
- 極端に痩せている、同年齢のこどもと比べて極端に小さい
- 食事時や夜間、寒い日も家の外にいる
- 嘘が多い、傷や家族のことで不自然な答えが多い、話さない

◇保護者の様子

- こどもの衣類や食事の世話をあまりしない
- こどもを長時間怒鳴る、叩く
- こどもをおいてよく外出している
- こどもの悪口を言う、非難をする、養育に対して拒否的である
- こどものケガや欠席について不自然な説明をする

◇家庭の様子

- 地域や親族との交流がなく孤立している
- 夫婦・家族関係がうまくいっていない
- 親の怒鳴る声や物を投げつけるような音が聞こえる
- こどもの泣き声が頻繁に聞こえる、叫び声が聞こえる
- 家にいるのかいないのか存在がわからない
- 乳児や幼児がいるはずなのに、ほとんどその姿を見かけない

《相談窓口》 柴田町役場 子ども家庭課（こども家庭センター） Tel. 0224-55-2115
宮城県中央児童相談所 Tel. 022-784-3583
全国児童相談所共通ダイヤル「189」（お近くの児童相談所に 24 時間つながります。）
仙南保健福祉事務所 母子・障害班 Tel. 0224-53-3132

DV ドメスティック・バイオレンス

DVの種類

DVとは、配偶者（元配偶者を含む）・パートナーから心身を傷つけられる行為のことです。

《身体的暴力》

殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、熱湯をかける、髪を引っ張る、腕をねじる、引きずりまわす、突きとばす

《精神的暴力》

大声でどなる、「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う、召使いのように扱う、無視する、人前で侮辱する、「実家の両親を殺すぞ」などと脅す

《社会的暴力（自分の監視下に置く）》

外出を制限する、交友関係を監視する、外部との接触を制限する

《性的暴力》

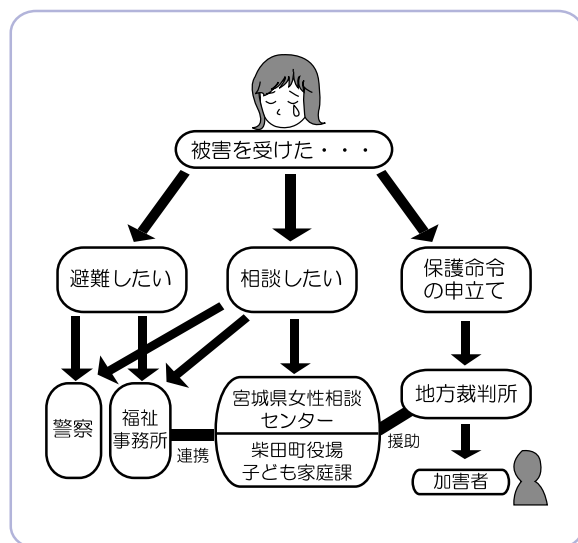
性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する、見たくないのにポルノビデオを見せる

《経済的暴力》

生活費を渡さない、働きたいのに働かせない、相手の収入や預金を勝手に使う、妻のお金を取り上げる、借金を繰り返す

《子どもを巻き込んだ暴力》

子どもに暴力を見せる、子どもに非難・中傷させる、子どもに暴力をふるうと脅す



相談の流れ

DV被害を受けたと思ったら、ひとりで我慢せずに各相談機関などに相談することが大切です。

《DV 防止法相談機関》

- 宮城県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）Tel 022-256-0965
- 仙南保健福祉事務所 Tel 0224-53-3132
- 警察（各警察署及び交番）#9110 又は各警察署等
- 柴田町役場 子ども家庭課 Tel 0224-55-2115

《関係機関》

- 女性の人権ホットライン Tel 0570-070-810
- 宮城県中央児童相談所 Tel 022-784-3583

里親制度について

様々な事情により、生まれた家庭のもとで生活することができなくなった子どもを、温かい愛情と正しい理解をもった家庭の中で養育する制度を里親制度といいます。

1. **養育里親**……家庭を必要とする子どもを親に代わって養育する一般的な種類の里親。子どもが18歳に達するまでであれば、期間の制限はなし。
2. **養子縁組によって、養親となることを希望する者**……養子縁組を前提とするもの。
3. **専門里親**……2年以内の期間を定めて（更新可能）、虐待・非行・障害などの理由で心身に有害な影響を受けた子どもを養育する里親で、必要な研修を受講すること等の要件あり。
4. **親族里親**……3親等以内の親族が、養育できなくなった親に代わり特定の子どもを養育する里親。

※この他に、児童養護施設で生活している子どもを夏休みや冬休みに1週間程度養育してもらう「ふれあい里親」や、5～6人の子どもを養育する「ファミリーホーム」があります。

詳しくは、宮城県中央児童相談所 Tel 022-784-3583 まで